

委託契約書(案)

支出負担行為担当官農林水産技術会議事務局長〇〇〇〇(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、平成21年度新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業委託事業(緊急対応型調査研究)(以下「委託事業」という。)の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

(実施する委託事業)

第1条 甲は、次の委託事業の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

(1) 委託事業名

平成21年度新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業委託事業(緊急対応型調査研究)

(2) 委託事業の内容及び経費

別添委託事業計画書(別紙様式第1号)のとおり

(3) 履行期限

平成22年3月 日

(委託事業の遂行)

第2条 乙は、委託事業を、別添の委託事業計画書に記載された計画に従って実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

(委託費の限度額)

第3条 甲は、委託事業に要する費用(以下「委託費」という。)として、金 円(うち消費税及び地方消費税の額 円)を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

(注)「消費税及び地方消費税の額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費の額に105分の5を乗じて得た金額である。

2 乙は、委託費を別添の委託事業計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

(契約保証金)

第4条 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第3号の規定により免除する。

(試験研究調査委託)

第5条 乙は、委託事業の全部を一括して第三者に委任してはならない。

2 乙は、この委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委任することを必要とするときは、別紙「委託事業の試験研究調査委託に関する特約条項」に従って行うものとする。

(実績報告)

第6条 乙は、委託事業が終了したとき(委託事業を中止し、又は廃止したときを含む。)は、委託事業の成果を記載した委託事業実績報告書(別紙様式第2号)正副2部を甲に提出するものとする。

(検査)

第7条 甲は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうか検査を行うものとする。なお、必要に応じて、その他関係書類を提出させ、又は実地に検査を行うものとする。

(委託費の額の確定)

第8条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該委託事業が契約の内容に適合すると認めるときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第3条第1項に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

3 乙が別添の委託事業計画書に2以上の研究課題が記載されている場合における第1項の委託額の確定額は、研究課題毎に委託事業に要した経費の実支出額と委託事業計画書の2の収支予算の支出の部予算額のいずれか低い額の合計額とする。

(委託費の支払)

- 第9条 甲は、前条の規定により委託費の額が確定した後、乙からの適法な請求書を受領した日から30日以内にその支払を行うものとする。
- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、概算払の財務大臣との協議が調った場合においては、乙の請求により概算払をすることができるものとする。
- 3 乙は、前二項の規定による委託費の請求をするときは、請求書（別紙様式第3号）正副2部を甲に提出するものとする。

(過払金の返還)

- 第10条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第8条第1項の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託事業の中止等)

- 第11条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、委託事業中止（廃止）申請書（別紙様式第4号）正副2部を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。
- 2 前項の規定により契約を解除するときは、前三条の規定に準じ精算するものとする。

(計画変更の承認)

- 第12条 乙は、前条に規定する場合を除き、別添の委託事業計画書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、委託事業計画変更承認申請書（別紙様式第5号）正副2部を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、委託事業計画書の2の収支予算における研究課題毎の支出の部の区分の欄に掲げる費目（試験研究調査委託費を除く。）の相互間（直接経費から間接経費への流用を除く。）における30%以内の流用については、この限りではない。
- 2 甲は、前項の承認をするときは、条件を付することができる。

(契約の解除等)

- 第13条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(違約金)

- 第14条 甲は、前条の規定により契約を解除するときは、乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

(不正申請又は不正等行為に対する措置)

- 第15条 甲は、乙がこの契約の締結に際しての乙による不正の申請（以下「不正申請」という。）又は委託業務の実施に当たっての不正若しくは不当な行為（以下「不正等行為」という。）をした疑いがあると認められる場合は、乙に対して内部調査を指示することができる。
- 2 乙は、前項の指示を受けたときには、その内部調査の結果を書面により、甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、前項の報告を受け、不正申請又は不正等行為の有無及びその内容を精査するに当たり、必要と認めるときは、乙に対し、通告の上、乙の施設等に立ち入り、調査（以下「立入調査」という。）をすることができる。
- 4 甲は、第2項による報告が著しく遅滞している場合など、特に必要と認めるときは、前3項の規定にかかわらず、内部調査を経ずに立入調査をすることができる。
- 5 甲は、第2項の報告の精査又は前2項の立入調査の結果、不正申請又は不正等行為が明らかになったときは、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。
- 6 甲は、不正申請又は不正等行為の事実が確認できたときは、氏名及び当該事実の内容を公表することができる。
- 7 甲は、前各項のほか、契約の適正化を図るための必要な措置を講じることができる。

(加算金)

- 第16条 甲は、不正申請又は不正等行為に伴う返還金に加算金を付加するものとする。
- 2 加算金は、返還金に係る委託費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金を納入した日までの日数に応じ、年利5パーセントの割合により計算するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除等)

- 第17条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができるものとし、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第13項若しくは第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。第18条第1項第4号及び第2項第2号において同じ。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第18条 乙は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき、又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人に係る刑法第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する金額のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号の規定により確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（特許権等）

第19条 甲は、この委託事業に係る技術に関する研究の成果に係る次の各号に掲げる権利等（以下「特許権等」という。）を乙から承継するものとする。

- (1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
- (2) 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
- (3) 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
- (4) 回路配置利用権の設定の登録を受ける権利又は回路配置利用権
- (5) 品種登録を受ける地位又は育成者権
- (6) 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）

（特許権等の帰属）

第20条 前条の規定にかかわらず、乙があらかじめ確認書（別紙様式第6号）を甲に提出した場合、特許権等については、甲は、その特許権等を乙から承継しないことができるものとする。ただし、乙が、次の各号に掲げる事項について、履行していないと甲が認める場合には、乙は、当該特許権等を無償で甲に譲り渡すものとする。

- (1) この委託事業に係る研究の成果が得られた場合には、乙は、研究成果報告書（別紙様式第7号）により、遅滞なく甲にその旨を報告すること。
- (2) 甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、乙は、無償で当該特許権等を利用する権利を甲に許諾すること。

- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、乙は、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- 2 乙は、前項ただし書きの規定により、当該特許権等無償で甲に譲り渡す際に、特許権等を出願している場合は、甲へ名義変更を行い、特許権等を取得している場合は、甲へ特許権等を移転するものとする。なお、名義変更等により発生する費用は乙が負担する。

(著作権等の利用)

- 第21条 乙は、第20条第1項の規定にかかわらず、委託事業により納入された著作物に係る著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲において、甲が利用する権利及び甲が第三者に利用を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。
- 2 乙は、甲及び甲が許諾した第三者による利用について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、委託事業の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、甲に対し事前に協議を行うものとする。また、公表の際には委託事業による成果である旨を明示するものとする。

(特許権等の報告)

- 第22条 乙は、この委託事業の成果に係る特許権等の出願又は申請を行った場合には、特許権等出願通知書(別紙様式第8号)により、当該出願等について設定の登録等を受けた場合には、特許権等通知書(別紙様式第9号)又は著作物通知書(別紙様式第10号)により、それぞれ遅滞なく甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、委託業務により作成し甲に納入する著作物については、当該著作物の納入後遅滞なく著作物通知書(別紙様式第10号)を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項及び同規則様式26備考24等を参考にして、当該出願書類に国の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。

(特許権等の譲渡)

- 第23条 乙は、この委託事業の成果に係る特許権等を甲以外の第三者に譲渡する場合には、当該譲渡を行う前に、事前協議書(別紙様式第11号)を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、前三条、次条及び第25条に規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

(特許権等の実施許諾等)

- 第24条 乙は、この委託事業の成果に係る特許権等について、甲以外の第三者に許諾する場合には、事前協議書(別紙様式第12号)を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、必要に応じて第20条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、この委託事業の成果に係る特許権等について、国外で実施する場合には、事前協議書(別紙様式第13号)を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。

(特許権等の放棄)

- 第25条 乙は、この委託事業の成果に係る特許権等を放棄する場合には、当該放棄を行う前に、事前協議書(別紙様式第14号)を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、甲又は甲が認める第三者が求める場合には、無償で当該特許権等をその者に譲り渡すものとする。なお、名義変更等により発生する費用は、当該特許権等を譲り受ける者が負担するものとする。

(職務発明規程の整備)

- 第26条 乙は、この契約の締結後速やかに従業者又は役員(以下「従業者等」という。)が行った発明等が委託業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る特許権等が乙に帰属する旨の契約をその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務発明規程等を定めなければならない。ただし、乙が特許権等を従業者等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業者等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらを委託業務に適用できる場合はこの限りではない。

(優先的利用の許諾)

- 第27条 甲が乙から承継した特許権等を、乙が優先的に利用しようとするとき又は乙の指定する第三者に優先的に利用させようとするときは、乙は、甲乙協議の上締結する優先的利用の許諾に関する契約書に基づき、甲の許諾を受けなければならない。

- 2 優先的利用の許諾の期間は、優先的利用の許諾に関する契約の締結の日から5年を超えないものとする。ただし、特許権等の利用に当たって法令の規定等により官公署の許可を必要とする場合又は当該特許権等の利用による商品化等に長期間の日数を要する場合であって、許諾期間の延長が必要であると認めるときは、甲は、当該許可に要した期間に相当する期間又は当該商品化等に要する期間について2年間（育成者権にあっては、特に必要と認められる場合には5年間）を限度として延長することができる。
- 3 甲は、次の場合には当該許諾期間を短縮し、又は当該許諾を取り消すことができるものとする。
 - (1) 乙が正当な理由なく1年以上当該特許権等を利用しないとき。
 - (2) 利用に係る当初の目的から明らかに逸脱したとき。
 - (3) 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農林漁業者の福祉の増進等の観点から当該許諾期間の短縮又は取消しが必要となったとき。

(物品管理)

- 第28条 乙は、委託費により購入した物品を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 委託事業終了後、前項に規定する物品のうち返還を要する物品を甲が指定したときは、乙は、甲の指示により当該物品を返還するものとする。

(委託事業の調査)

- 第29条 甲は、必要に応じ、乙に対し、委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、乙はこれに応じなければならないものとする。

(帳簿等)

- 第30条 乙は、各委託事業の委託費については、各委託事業ごとに、帳簿を作成・整備した上で、乙単独の事業又は国庫補助事業等の経費とは別に、かつ、各委託事業の別に、それぞれ明確に区分して経理しなければならない。
- 2 乙は、委託費に関する帳簿への委託費の収入支出の記録は、当該収入支出の都度、これを行うものとする。
 - 3 乙は、前項の帳簿及び委託事業実績報告書に記載する委託費の支払実績を証するための証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を、乙の文書管理規程等の保存期限の規定にかかわらず、当該委託事業終了の翌年度の4月1日から起算して5年間、整備・保管しなければならない。
 - 4 乙は、委託事業実績報告書の作成・提出に当たっては、帳簿及び証拠書類等と十分に照合した委託費の支払実績額を記載しなければならない。
 - 5 乙は、前各項の規定のいずれかに違反し、又はその他不適切な委託費の経理を行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合には、甲の指示に従い当該額を返還しなければならない。

(旅費及び賃金)

- 第31条 乙は、委託費からの旅費及び賃金の支払については、いずれも委託事業の実施要領に定める事業内容と直接関係ある出張又は用務に従事した場合に限るものとする。
- 2 乙は、前項の規定に違反した不適切な委託費の経理を行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合には、甲の指示に従い当該額を返還しなければならない。

(普及・事業化等への協力)

- 第32条 乙は、甲が行う当該委託事業に関して、その目指す内容、得られた成果に係る普及・事業化及び国民理解の促進に関する取組に積極的に協力し、委託事業の成果が国民に還元されるよう努めるものとする。

(追跡調査)

- 第33条 甲は、成果公表から1年以上6年未満となる委託事業の成果を対象とし、成果の普及・活用状況について（別紙様式第16号により）乙に報告を求めることができるものとする。

(秘密の保持)

- 第34条 乙は、委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。
- (1) 知得した際、既に乙が保有していたことを証明できる情報
 - (2) 知得した後、乙の責めによらず公知となった情報
 - (3) 秘密保持を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報

- (4) 甲から開示された情報によることなく独自に開発して得たことを証明できる情報
- (5) 第21条第3項の規定に基づく事前協議により甲の同意を得た著作物及びその二次的著作物その他事前に甲の同意を得た情報

2 乙は、第22条に規定する著作物通知書を甲に提出せず、この委託事業の成果に係る著作権を甲へ承継した場合には、この委託事業に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出しをしてはならない。

(個人情報に関する秘密保持等)

第35条 乙及びこの委託事業に従事する者(従事した者を含む。以下「委託事業従事者」という。)は、この委託事業に関して知り得た個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)を委託事業の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。

2 乙及び委託事業従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 前二項については、この委託事業が終了した後においても同様とする。

(個人情報の複製等の制限)

第36条 乙は、委託事業を行うために保有した個人情報について、き損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ委託事業の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出ししてはならない。

(個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応)

第37条 乙は、保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

(委託事業終了時における個人情報の消去及び媒体の返却)

第38条 乙は、委託事業が終了したときは、この委託事業において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、甲より提供された個人情報については、返却しなければならない。

(個人情報の保護)

第39条 甲は、この委託事業における研究受託者の研究課題データのほか、研究者の個人情報を取扱う際にはプライバシーの保護に十分に配慮し、法令その他の規範を遵守するものとする。

(事故の報告)

第40条 乙は、この委託事業において毒物等の滅失や飛散など、人体等に影響を及ぼす恐れがある事故が発生した場合は、その内容を直ちに甲へ報告しなければならない。

(疑義の解決)

第41条 前各条のほか、この契約に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

委託者(甲) 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

支出負担行為担当官
農林水産技術会議事務局長

印

受託者(乙)

印

別 紙

委託事業の試験研究調査委託に関する特約条項

(目的)

第1条 本特約条項は、乙が委託事業をより効果的に遂行するため、委託事業の一部を試験研究調査委託する場合の取扱いについて定めることを目的とする。

(試験研究調査委託の範囲)

第2条 試験研究調査委託は委託契約書（以下「契約書」という。）第1条第2号に定める委託事業の内容の範囲を超えてはならない。

(試験研究調査委託の条件)

第3条 乙は、甲の承認を受け、この委託事業を第三者に試験研究調査委託する場合は、個人情報の取扱いに関して必要かつ適切な監督を行い、契約書第35条から第38条までに規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

2 乙は、前項の規定により第三者に試験研究調査委託する場合には、当該第三者に再々委託をさせてはならない。

(報告書)

第4条 乙は、契約書第6条に定める委託事業実績報告書を事業の履行期限までに試験研究調査委託先より提出させなければならない。

(試験研究調査委託事業計画の変更等)

第5条 乙は、委託事業計画書の5試験研究調査委託事業計画を変更しようとするときは、契約書第12条に定める委託事業計画変更承認申請書によりあらかじめ甲の承認を得なければならない。

(特許権等)

第6条 契約書第19条から第26条までの規定は、試験研究調査委託の結果生じた特許権等について準用する。ただし、特許権等の持分については、乙が試験研究調査委託先との協議の上、別途定めることができる。

なお、試験研究調査委託先が予め優先的利用を求めている場合には、第27条の規定についても準用する。

(物品管理)

第7条 契約書第28条の規定は、試験研究調査委託により取得される物品について準用する。

(事故の報告)

第8条 契約書第40条の規定は、試験研究調査委託先で発生した事故についても準用する。ただし、甲への報告は、乙から報告することとする。